

3 若年性認知症の人への支援

1. 医療に関すること

① 自立支援医療(精神通院)制度

【市役所障害福祉課(窓口チーム)(0798)35-3174】

精神疾患(認知症を含む)の治療で通院されている方に対して、通院医療費の一部を公費で負担します。窓口での負担は原則1割ですが、世帯の課税状況に応じて自己負担上限額が定められています。申請に基づき兵庫県で審査が行われ、認定された場合は「自立支援医療受給者証(精神通院)」が交付されます。受給者証の有効期間は、新規の場合、申請受理日から1年間(1年後の前月末まで)です。更新を希望される場合は、有効期限の3か月前から更新申請を行うことができます。

●対象となる医療

精神障害及び当該精神障害の治療に関連して生じた病態に対して継続的で入院によらない医療が対象です。精神通院医療に係る調剤・往診・デイケア・訪問看護も対象となりますが、申請時に指定医療機関や薬局等の中から1ヶ所ずつ選んで登録しておく必要があります。

●申請方法

申請手続きおよび申請書用紙等の配布は下記の窓口で行っています。

初診日から6か月以上経過している場合は、精神障害者保健福祉手帳(P.14)との同時申請が可能です。その際の診断書は精神障害者保健福祉手帳診断書1通で兼ねることができますが、精神障害に係る初診日から6か月以上経過している必要があります。

☆窓口 □

市役所障害福祉課(窓口チーム)(0798)35-3174

各地区の保健福祉センター(P.36参照)

※平成27年9月30日で中央保健福祉センターの自立支援医療(精神通院)の受付窓口は終了しました。

☆必要書類

- ①自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
 - ②自立支援医療(精神通院医療)診断書(申請日から3か月以内に作成されたもの)
 - ③健康保険証または生活保護受給者証の写し
 - ④市民税課税証明書(省略できる場合があります)
 - ⑤収入状況申告書(市民税非課税世帯の方のみ)
- ①・②及び⑥は窓口で用紙があります。①及び②は兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご) <http://e-hyogo.elg-front.jp/navi/govTop.do?govCode=28000>で検索⇒ダウンロードすることもできます。

なお、診断書に関しては、サイズ等の要件があります。

○=診断書として提出可 ×=診断書として提出不可

	A3片面印刷	A4両面印刷	A3→A4への縮小(A4片面印刷)
手書き	○	○	×
パソコン入力	○	○	○

●自己負担額

医療費の自己負担額が原則1割負担になります。さらに、世帯の市民税課税状況に応じて月額
の自己負担額が設定されます。生活保護の医療扶助を受けている人の自己負担はありません。

← 一定所得以下		← 中間所得層		← 一定所得以上	
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≦80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市町村民税<3万3千 (所得割)	3万3千≦市町村民税 <23万5千(所得割)	(23万5千≦市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			重 中間所得層1 負担上限額 5,000円	度 中間所得層2 負担上限額 10,000円	か つ 継 続 一定所得以上 (経過措置) 負担上限額 20,000円

※高額治療継続かつ市町村民税の所得割額が23万5千円以上の世帯に属する者(一定以上の該当)の負担上限額
を2万円とした支給認定期間は、平成30年3月31日までです。

② 健康保険の変更

【市役所国民健康保険課(0798)35-3117 または加入している健康保険や勤め先等】

退職後の健康保険の加入については、①国民健康保険への加入 ②家族の加入して
いる勤め先等の健康保険への加入 ③勤め先で加入していた健康保険の任意継続(原
則2年間)の3つの選択肢があります。加入する健康保険により、保険料が異なります。

●国民健康保険の加入手続き

退職して国民健康保険に加入する場合は、勤め先の健康保険の資格喪失後14日以内に手続
が必要になります。手続きが遅れてしまった場合は、その間の保険料を遡って納める必要が
あります。国民健康保険では原則、住民票上の世帯主が国民健康保険の世帯主となり、届出義
務や納付義務を負います。保険証や保険料の納付書等も世帯主に送付されます。失業・所得の
減少などによって保険料を納めることが困難な時は、申請により減免される場合があります。

☆窓 □

市役所国民健康保険課 (0798) 35-3117

各支所、サービスセンター、アクタ西宮ステーション(いずれも土日祝日を除く)

☆必要書類

①印かん

②勤め先で加入していた健康保険の資格喪失証明書

※保険証の即日交付を希望される場合は、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(運転免許等)が必要です。

●勤め先の健康保険の任意継続について

勤め先を退職した人でも、原則2年間に限り、その会社の健康保険を任意継続できる場
合があります。勤め先の健康保険資格喪失日の前日までに継続して被保険者の期間が2
か月以上あり、資格喪失日から20日以内に手続きすれば、その後2年間は任意継続被
保険者として退職後も以前の健康保険に加入することができます。手続き期間が短い為、
任意継続の保険料と国民健康保険に加入した際の保険料を退職前に比較しておきましょ
う。任意継続の手続き、保険料等については、退職前に勤め先に確認してください。

2. 日常生活に関すること

①精神障害者保健福祉手帳

【市役所障害福祉課(窓口チーム) (0798)35-3174】

一定の精神障害の状態(認知症による障害も含む)にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、福祉サービス等が受けやすくなり、自立と社会参加を促進するための手助けとなります。なお、申請にあたっては、初診日から6か月以上の経過が必要です。

申請に基づき兵庫県で審査が行われ、等級(1～3級)が決定されれば「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。更新は2年ごとで、有効期限の3か月前から申請できます。

●申請方法

申請手続きおよび申請書用紙等の配布は下記の窓口で行なっています。

☆窓 口

市役所障害福祉課(窓口チーム) (0798) 35-3174

各地区の保健福祉センター(P.36参照)

※平成27年9月30日で中央保健福祉センターの精神障害者保健福祉手帳の受付窓口は終了しました。

☆必要書類

① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書

② 精神障害者保健福祉手帳診断書

(障害者手帳用：初診日から6か月を経過した以後の日に作成され、作成日が申請日から3か月以内のもの)

※精神障害のため、すでに障害年金や特別障害給付金を受給している場合には、「年金証書」等での申請が可能です。

※自立支援医療(精神通院)(P.12)を同時申請する場合は、精神障害者保健福祉手帳診断書が必要です。

③ 本人の写真

縦4センチメートル×横3センチメートル、脱帽・上半身、申請日から1年以内に撮影したもの

①及び②は窓口に用紙があります。兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)
<http://e-hyogo.elg-front.jp/navi/govTop.do?govCode=28000>で検索⇒ダウンロードすることもできます。

なお、診断書に関しては、サイズ等の要件があります。

○=診断書として提出可 ×=診断書として提出不可

	A3片面印刷	A4両面印刷	A3→A4への縮小(A4片面印刷)
手書き	○	○	×
パソコン入力	○	○	○

●精神障害者保健福祉手帳交付により受けられるサービス

①税制の優遇措置

この手帳によって、以下のような税控除の優遇措置が受けられます。
(ただし、等級によっては、一部適用が受けられない場合があります。)

- *所得税等の障害者控除⇒確定申告時(西宮税務署(0798)34-3930)
- *預貯金の利子所得の非課税⇒直接銀行へ
- *低所得障害者の住民税の非課税⇒市役所市民税課(0798)35-3214
- *相続税の障害者控除⇒西宮税務署(0798)34-3930
- *贈与税の一部非課税⇒西宮税務署(0798)34-3930
- *自動車税及び自動車取得税の減免(1級の方でさらに条件があります。)
⇒西宮県税事務所(0798)39-6113
- *軽自動車税の減免⇒市役所税務管理課(0798)35-3209

②生活保護の障害者加算(手帳1・2級所持者のみ)

手帳の1級、または2級の場合、生活保護の障害者加算の認定が受けられる場合があります。生活保護受給者は担当のケースワーカーにご相談ください。

③電話番号案内料の免除【NTTフリーダイヤル(0120)104-174】

NTTに事前に、「電話番号案内支払い義務免除」の申請を行い、暗証番号を受けることにより、無料で番号案内が利用できます。

④生活福祉資金の貸し付け【西宮市社会福祉協議会(0798)37-0010】

手帳所持者の住宅改造、社会参加のための自動車の購入など、社会福祉協議会に申請することにより、資金を低利で借り入れすることができます。詳細な条件があります。

⑤福祉医療(障害者医療)制度の利用(手帳1・2級所持者のみ)

【市役所医療年金課(0798)35-3131】

病院などで診療を受けた場合に、健康保険の自己負担額の一部を助成します。(精神疾患の治療は助成対象外。)所得制限あり。

⑥兵庫県内における公共施設等の利用料の割引

県内の公共施設で手帳を提示することにより、利用料の割引が受けられる施設があります。(施設によっては、使用料免除申請書の提出が必要です。)

⑦民間の障害者サービス

手帳を提示、または手帳を証明書として、携帯電話の料金割引の申請や、映画館などのアメニティー施設利用料等の割引を受けられることがあります。それぞれの窓口にて直接お問い合わせください。

⑧NHK放送受信料の免除

【市役所障害福祉課窓口チーム(0798)35-3194】

世帯の課税状況等によって、全額免除・半額免除の対象となることがあります。窓口にて、手帳、印鑑をご持参ください。

<全額免除の基準>手帳所持者を含む世帯員全員が市民税非課税

<半額免除の基準>世帯主が手帳1級

*他市から転入され、当該年1月1日現在西宮市に住民票がなく、全額免除の申請をされる場合は、転出された市町村において最新年度の市町村民税・県民税証明書が必要となります。

⑨ 駐車禁止除外指定車標章の交付 (手帳1級所持者のみ)

【西宮警察署 (0798) 33-0110 甲子園警察署 (0798) 41-0110】

申請は、警察本部または最寄りの警察署で行うことができますが、いずれの場合も交付までおおむね14日かかります。駐車禁止除外指定車標章は、現に使用中の車輻にのみ使用することができます。これに反し、不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがありますので正しく使用してください。

⑩ 兵庫ゆずりあい駐車場制度 (手帳1級所持者のみ)

【市役所障害福祉課窓口チーム (0798) 35-3194】

障害のある人等のための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の利用証を交付する制度です。

※⑨駐車禁止除外指定車標章は利用証として使用できます。

⑪ 兵庫県心身障害者扶養共済制度

【市役所障害福祉課窓口チーム (0798) 35-3757】

障害者の保護者が死亡又は重度の障害状態になったときに、障害者に年金を給付し、生活の安定を図る県の制度です。保護者が加入者となり、毎月所定の掛金を支払います。加入できるのは、知的障害者、身体障害者手帳3級以上の人及びこれらの人と同程度の精神または身体の障害があると認められる人の保護者 (65歳未満)。

② 介護保険制度等

【市役所高齢福祉課 (0798) 35-3133 市役所介護保険課 (0798) 35-3048】

介護保険制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、その人の尊厳を保持し、できるだけ自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に基づいて必要なサービスを提供する仕組みです。

40歳から64歳で医療保険に加入している人は第2号被保険者となり、老化が原因とされる特定疾病により介護や日常生活の支援が必要になった時、市の要介護認定を受けることで介護保険のサービスを利用できます。若年性認知症は特定疾病と認められていますが、介護保険サービスを受けるには必ず要介護認定が必要となります。また、他法 (障害者総合支援法等) のサービスと介護保険のサービスが同内容 (例:訪問介護等) の場合は、介護保険制度が優先されます。

◎ 要介護認定の申請の流れ

① 申請

まず電話 (市役所高齢福祉課 (0798) 35-3133) でご相談ください。市の調査員がご自宅へ申請書などの書類を持参します。申請は調査員の訪問時に受付し、電話による申請はできません。また、市役所高齢福祉課の窓口で申請することもできます。

☆ 必要書類等

- ① 医療保険の被保険者証 ② 印かん (代理申請の場合は代理人の印かんも必要)
- ③ 主治医の氏名 (フルネームで) ・医療機関名・所在地・電話番号・直近の診察月

② 訪問調査

市の調査員などが家庭を訪問し、心身の状況などを調査します。

③ 審査

どのくらいの介護が必要かを判断するため、調査の判定結果や訪問調査による特記事項、主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会で区分 (要介護度) を決定します。

④認定決定

申請から30日以内に要介護度を決定・通知します。必要な介護の度合いに応じて、7段階（要介護・要支援）に区分され、利用できるサービスの量などが決まります。（認定の結果、非該当になることもあります。）

認定には有効期間（介護保険被保険者証に記載されています）があります。引き続きサービスを利用する場合は「更新」の申請手続きが必要です。認定結果に不服がある場合は、兵庫県の「介護保険審査会」（078）341-7711 に申立てができます。

⑤ケアプランの作成・サービスの利用

一般的には要支援1・2と判定された人は西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）が、要介護1～5と判定された方は居宅介護支援事業所のケアマネージャーがケアプランを作成します。ケアマネージャーは本人や家族の意向を確認しながら、その人に必要なサービスを組み立てます。そのケアプランに基づき、サービス事業所や施設などと契約を結び、サービス利用を開始します。

●介護保険制度で利用できる主なサービス

要介護度によって利用できるサービスは異なります。

地域密着型サービスは原則として他市町村のサービスは利用できません。

	サービスの種類	内 容
居宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが家庭を訪問して入浴・排泄・食事の介護などを行います
	訪問入浴介護	入浴車が家庭を訪問し、入浴の介護を行います
	訪問リハビリテーション	専門家が家庭を訪問して理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います
	訪問看護	看護師などが家庭を訪問して、療養上のお世話等を行います
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・看護師などが療養上の管理・指導を行います
	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターで入浴・食事の提供などの日常生活上の世話や機能訓練を行います
	通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院などで、理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います
	短期入所（ショートステイ）	特別養護老人ホームや老人保健施設での短期入所
	福祉用具の貸与・購入	車いすやベッドなどの福祉用具の貸与（レンタル）を受けて利用することができます（ただし貸与になじまない特定福祉用具については購入費が支給されます）
	住宅改修	手すりの取り付けなどの、小規模で一定種類の住宅改修を行った場合に、改修費が支給されます（P.18 参照）
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している人に日常生活上の支援や介護を提供します	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で在宅での介護が困難な人の入所施設
	介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定していて、入院・治療する必要はないが、リハビリや看護・介護が必要な人の入所施設
	介護療養型医療施設（療養病床等）	病状が安定期にある長期療養患者で、看護や医学的管理下における介護等が必要な人の入所施設
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスを行います
	認知症対応型通所介護	認知症の人に対応した通所介護サービス
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の人が共同生活を営む住居において、食事・入浴などの介護サービスを行います
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模（定員が29人以下）の介護老人福祉施設サービスです
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います

●住宅改修費の支給 【市役所介護保険課(0798)35-3048】

手すりの取り付けなどの、小規模の一定種類の住宅改修を行った場合に、改修費の9割分(負担割合が2割の人は8割分)を支給します。

住宅の改修費として利用できるのは要介護(要支援)の認定区分にかかわらず、20万円(消費税含む)までです。改修費が20万円を超えた分については、給付の対象にはならず自己負担になります。

※介護保険で住宅改修をはじめて行う場合、県の住宅改造助成事業もあわせて利用できる場合があります。(下記参照。)

●住宅改修費の支給にあたっての注意事項

住宅改修をする前に事前申請が必要となります。事前申請がなく、先に改修をしてしまった場合については支給対象となりませんのでご注意ください。

対象となる住宅は、介護保険の被保険者証に記載されている住所の住宅に限られます。賃貸住宅などにお住まいの場合は、事前に所有者の承諾がなければ改修できませんので、事前に承諾書をもらい、申請時に添付してください。

住宅改修を行う場合には、要介護認定の結果を確認した上で、必ずケアマネジャー、又は西宮市高齢者あんしん窓口にご相談の上で申請の手続きをとってください。

●住宅改造費の助成 【市役所生活支援課(0798)35-3175】

介護保険の要介護又は要支援認定を受けた人が、現在居住している居宅を身体状況にあわせて改造工事をする際に、工事費の一部を助成します。40歳から64歳の介護保険第2号被保険者が利用できる介護保険以外のサービスになりますが、介護保険と一体で使うことが必要になります。

※すべての条件を満たす人

①介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた人

※介護認定新規申請中の人はこの制度は利用できません。

②世帯の生計中心者の前年(1~6月の申請の場合は前々年)収入(所得)が以下であること

・生計中心者が給与収入のみの場合……………800万円(収入)

・生計中心者が給与収入のみでない場合……………600万円(所得)

③介護保険の住宅改修をはじめて利用する際の一体的な申請であること

※原則としてこの事業の助成を一度受けた世帯は再度助成を受けることはできません。

④事前申請

※工事後の申請には助成できません。必ず工事前に相談・申請してください。

⑤現在居住している居宅の改造であること

※建て替えや新築・中古の家屋を購入される場合は対象になりません。

●助成額

介護保険の住宅改修対象費20万円を超える工事費に対する助成で、それと合わせて100万円が対象となる工事費の上限です。ただし、改造箇所ごとに対象となる工事費の上限があり、課税状況に応じて対象工事費に対する助成額が決められています。

③ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

【市役所生活支援課(0798)35-3157・3130・3923・3096】

障害のある人が住み慣れた地域社会の中で自立して在宅生活が送れるように支援します。

介護給付費等支給申請により「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けることで、指定支援事業者と利用契約を締結して、ホームヘルプや短期入所等の障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスを利用することができます。介護保険のサービスと同内容(例:訪問介護等)の場合は、介護保険制度が優先されます。

●対象者

原則として精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳を持っている人、または、難病患者等。ただし、40歳以上の場合、介護保険サービスが優先となります。

●申請の流れ

①市に次の書類を添えて申請します。

- ・精神障害者保健福祉手帳等の精神障害者であることが確認できる書類
(または身体障害者手帳、療育手帳。難病患者については診断書。)
- ・介護給付費等支給申請書兼利用者負担上限月額減免等申請書
- ・市民税の課税状況等が分かる資料

②市の調査員が訪問調査します。

③審査会の判定により障害支援区分(非該当・区分1～6)が認定されます。

④「障害福祉サービス受給者証」を交付します。

受給者証には、障害支援区分、支給決定期間、利用できるサービスの種類と支給量、利用者負担上限月額等を記載してあります。

⑤「障害福祉サービス受給者証」をもって、各指定事業者を選択して利用契約をすることにより、サービスを利用することができます。

●障害福祉サービスで利用できる主なサービス

	サービスの種類	内 容
介護給付費	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴、排泄、食事の介護等を行います
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を供与します
	就労継続支援	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を供与します
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて、入浴・排泄・食事の介護等を行います

●費用負担

サービスを利用した場合は、所得に応じた利用者負担(負担上限月額)と食事等の実費負担がかかります。

なお、負担上限月額よりサービス費用の1割に相当する額の方が低い場合には、1割を負担する事になります。

《負担上限月額》 ※利用者が18歳以上の場合

所得区分	負担上限月額	世帯の収入状況
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	利用者本人及び配偶者が共に市町村民税非課税である場合
一般1	9,300円	利用者本人又は配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の所得割合計額が16万円未満の場合
一般2	37,200円	利用者本人または配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の所得割合計額が16万円以上の場合

●地域生活支援事業の主なサービス

市が地域の特性を活かして障害福祉サービスと併せて「地域生活支援事業」を実施しています。

サービスの種類	内 容
相談支援事業	サービス利用、権利擁護、自立支援等に関する相談窓口があります
日常生活用具の給付等事業 (利用者負担有)	日常生活がより円滑に行われるように障害種別などにより、各種用具を給付します
移動支援事業 (利用者負担有)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援を行います
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を実施します

3. 経済的支援に関すること

① 傷病手当金

【勤務先(所在地)を管轄する全国健康保険協会支部または健康保険組合】

勤務先の医療保険(健康保険組合・各種共済組合などの健康保険)に加入している人が病気やケガのため仕事ができなくなった時に支給される制度で、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される給付金のひとつです。なお、市町村国民健康保険(自営業の人など)には傷病手当金の制度はありません。

●対象者

※すべての条件を満たす人

①業務以外のケガや病気での治療中であること

会社の業務上でのケガや病気の場合は、労災保険からの支給があるため、これとはっきり区別するために、業務以外のみの支給となっています。

②会社に出勤して働くことができないこと

ある程度以上のケガや病気のため、入院や自宅療養が必要な場合に限られます。

③4日以上、療養のための休みが必要

傷病手当金の支給には、ケガや病気ですんだ期間が連続して3日間必要で、これを“待機”と呼びます。この3日間の待機後、4日目以降から手当金が支給されます。連続して3日間休んだ後(=待機満了後)は、4日目以降の休みをとびとびでとつても、連続してとつても支給の対象となります。

支給期間は最長で、支給開始日から1年6か月となっています。

④会社から休んだ日の給料がもらえないこと

会社から一切給料が出ない場合は、傷病手当金は満額支給されます。しかし、会社から給料が出るときや、同一のケガ、病気で障害厚生年金や国民年金の障害基礎年金をもらっている場合は2つのケースに分かれます。

⇒給料や年金の合計が手当金より多い場合……支給はなし

⇒給料や年金の合計が手当金より少ない場合……手当金との差額のみ支給

※特殊なケースとして、病気療養中に会社を退職して健康保険から脱退した場合でも、下記の条件を全てクリアしていれば、傷病手当金の支給が受けられます。

①退職前に傷病手当金の支給を受けていること

3日間の待期満了後に**1日でも実際に手当金の支給を受けている**ことが必要です。ただし、退職日に出勤すると、労務不能とみなされず、継続して傷病手当金を受給できません。

②退職日まで継続して、被保険者期間(=健康保険加入期間)が1年以上あること

③退職後も療養が必要で、収入を得ることが困難なこと

退職後に老齢基礎年金や、老齢厚生年金などの公的年金をもらっているときは、傷病手当金は支給されません。ただし、もらっている年金が、傷病手当金より低い場合は、その差額が支給されます。

		出勤状況						
手当金が支給されない場合		休み	出勤	休み	出勤	休み	出勤	休み
		待期満了せず						
手当金が支給される場合	A	休み	出勤	休み	休み	休み	休み	休み
				待期満了(連続3日間)			→手当金の支給開始	
	B	休み	休み	休み	出勤	休み	休み	出勤
		待期満了(連続3日間)				→手当金の支給開始		
退職しても手当金が支給される場合		出勤	休み	休み	休み	出勤	休み	退職
			待期満了(連続3日間)				→手当金の支給開始	

※退職後の支給について

1年以上継続して被保険者であり、傷病手当金の支給期間中に退職した人は、退職後も引き続き全国健康保険協会(または健康保険組合)から支給されます。

ただし、退職前に傷病手当が支給されている状態で退職することが必要です。(退職日に出勤すると労務不能とみなされず、継続して傷病手当金を受給できません。)

●申請方法

「傷病手当金請求書」を勤務先の所在地を管轄する全国健康保険協会支部または健康保険組合へ提出します。

※傷病による労務不能の期間は医師による証明が必要であるため、傷病手当の受給には、待機期間の前に医師の診察を受けていることが必要です。

※労務不能期間中の賃金支払い、勤怠などについて事業主の証明が必要です。欠勤した最初の月およびその前月の出勤簿、最終日の月の賃金台帳(写し)の添付も必要です。

●支給期間

支給開始後、1年6か月の範囲内で支給されます。

●支給額

労務不能1日につき、標準報酬日額の3分の2の金額が支給されます。

毎年7月1日現在で、4～6月の月給(基本給・諸手当・残業代・通勤交通費込み)の平均額を計算します。この平均月給額を「健康保険料額表」に当てはめ、「標準報酬(月額・日額)」が決定されます。「標準報酬」は、原則として、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。以下の場合、支給日額が傷病手当金の日額より少ない場合のみ、その差額が支給されます。

- ①給料が支給された場合
- ②同一の傷病により、障害厚生年金を受けている場合
(同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受ける時は、その合算額)
- ③退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金、退職共済年金などを受けている場合
(複数の老齢給付を受けるときは、その合算額)

●注意点

傷病手当金を受給している場合は、雇用保険の基本手当(失業等給付)は受給できません。退職後に傷病手当金を継続受給する人は、雇用保険給付の受給期間延長の手続き(P.23)を取るほうがよいでしょう。

② 雇用保険制度(失業等給付)【ハローワーク西宮(0798)75-6711】

雇用保険法に定められた雇用保険事業(失業給付と二事業(雇用安定と能力開発))を行うために、国が運営する雇用に関する総合的機能を有する保険の制度です。

失業された人や教育訓練を受けられる人に対して失業等の給付が支給されます。再就職の意思がない場合は、給付を受けることができません。

●失業等給付

退職後、ハローワーク(公共職業安定所)で雇用保険給付の「受給期間延長申請書(退職後1か月労務不能を確認し、その後、1か月以内に申請する)」をしておけば、傷病手当金受給後に雇用保険金を請求することができます。

居住地を管轄するハローワークで、受給期間の延長申請をしてください。申請期間は働くことができない状態が30日経過した後の1か月以内です。

●受給条件

- ①失業(離職し、就職しようとする意思といつでも就職できる能力があるにもかかわらず職に就けず、積極的に求職活動を行っている状態である)していること。
- ②離職日以前の2年間に雇用保険の被保険者期間が通算して12か月以上あること。
※雇用保険の基本手当を受給するには、居住地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)に求職申込みをして、受給資格者であることを確認・決定されなければなりません。その後、原則として4週間に1回、ハローワークに行き失業の認定を受ける必要があります。

●注意点

- ・傷病手当金を受給している場合は雇用保険の基本手当(失業等給付)を受けることはできません。
- ・雇用保険は政府が管掌する保険制度です。雇用保険の目的は、労働者が何らかの理由で失業に陥った時に、再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援することです。そのため、再就職の意思がない場合は、保険給付を受け取ることができません。

●雇用保険給付受給期間の延長について

雇用保険金を受給することができる期間を「受給期間」といいます。受給期間は離職日の翌日から1年間です。したがって、離職から1年以上経過した日に失業していた日があった場合、給付日数が残っていたとしても受給することはできません。

ただし、求職者本人の疾病・負傷を理由として引き続き30日以上職業に就くことができない場合、申請により「受給期間」に職業に就くことができない期間を加算することができます。

職業に就くことができない期間として猶予が認められるのは、最大3年間です。したがって「受給期間(1年)」+「職業に就くことができない期間(3年)」の合計4年間は受給が可能です。ただし、受け取る基本手当の総額は所定給付日数分に限られます。

③ 障害年金

【市役所医療年金課(0798)35-3124 または西宮年金事務所(0798)33-2944】

障害年金とは、傷病によって、一定程度の障害の状態になった人に対して支給される年金です。すべての国民(年齢や加入状態によって制限あり)を対象にした「障害基礎年金」や、会社などで働く人には「障害厚生(共済)年金」があります。

① 障害基礎年金

国民年金加入者が病気やケガで障害の状態(障害認定日または65歳になるまでに法令により定められた1級・2級に該当)になった場合に障害基礎年金が支給されます。

※障害認定日…初診日から1年6か月を経過した日、または病気やケガが治った(症状が固定した)日

●支給条件

障害の原因となった病気やケガの初診日に①～③のいずれかに該当する人

- ①20歳未満
- ②国民年金の被保険者期間中である人
- ③被保険者であった人で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人

また、保険料の納付要件(初診日の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が3分の2以上あること、または初診日の前々月までの直近の1年間に未納期間がないこと)を満たしていること

●支給額(平成27年4月現在年金額)

障害等級1級の場合：年額975,100円

障害等級2級の場合：年額780,100円

18歳到達年度末日までの子どもがいる場合(一定の障害児は20歳未満)は、2人目までは1人につき224,500円、3人目以上は1人につき74,800円の「子の加算」が加算されます。

② 障害厚生(共済)年金

病気やケガの初診日が厚生(共済)年金保険の被保険者期間中で、その病気やケガにより、障害等級1級、2級に該当した場合、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

3級の場合は障害基礎年金は支給されませんが、障害厚生(共済)年金は支給されます。

3級よりも軽い障害が残った場合には、障害手当(一時)金が支給されます。

●支給額

障害等級1級の場合：(報酬比例の年金額)×1.25+配偶者の加給年金額(224,500円)

障害等級2級の場合：(報酬比例の年金額)+配偶者の加給年金額(224,500円)

障害等級3級の場合：(報酬比例の年金額)(最低保障額585,100円)

●障害手当金

軽い障害が残った場合には、障害手当金が一時金として支給されます。

- ・初診日に厚生年金に加入していることが条件です。
 - ・障害厚生年金3級に達しない障害の場合です。
 - ・年金ではなく一時金として支給されるもので、その額は、報酬比例の年金額（3級障害厚生年金）の2年分で、最低保障額は現在約117万円です。
- ※共済年金にも障害一時金の制度があります。（一定の条件があります。）

【障害基礎年金】「障害厚生（共済）年金」の申請窓口

- ◎初診時に国民年金第1号被保険者（初診日に20歳未満で年金未加入、国民年金被保険者であった人で国内に住所のある60歳以上65歳未満の人も含む）
⇒市役所医療年金課
 - ◎初診日に国民年金第3号被保険者⇒年金事務所
 - ◎初診日に厚生年金被保険者⇒年金事務所
- ※初診日に、共済組合加入者である場合は、各共済組合にお問い合わせください。

④ 特別障害者手当 【市役所障害福祉課(0798)35-3757】

精神又は身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の人に対して支給されます。

●対象者

精神又は身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の人で、所定の診断書において、障害の程度が認定基準に合う人。本人、配偶者、扶養義務者等の所得制限があります。施設入所や3か月以上の入院などの場合は支給できません。

●申請方法

以下の必要な書類を添えて、市役所障害福祉課に申請してください。

- ①認定請求書
- ②所定の医師診断書
- ③所得状況届
- ④所得証明（本人、配偶者、扶養義務者の市県民税課税証明書。ただし、西宮市で課税状況が確認できる場合には省略可）
- ⑤世帯調書
- ⑥口座振込申込書
- ⑦本人が受給している年金の種類と、前年1～12月（1～6月申請の場合は前々年）までの受給額が分かるもの
- ⑧印かん
- ⑨その他必要書類

●給付額

月額26,620円を2、5、8、11月に支給（平成27年4月1日現在）

⑤ 生活保護などの所得施策

病気や高齢等の理由により、経済的な困窮状況を防ぐ為の制度等、目的に応じた所得施策があります。詳細な条件や申請・手続き方法等は各機関にお問い合わせください。

① 生活保護【市役所厚生第1課(0798)35-3056】

病気や高齢、その他の理由のために、最低限度の生活を維持できない世帯に、困窮の程度に応じた保護を行い、一日も早く自立できるよう手助けする制度です。

●対象者

生活保護法に基づき、低所得者層の中でもひとときわ困窮の状態が著しく、最低限度の生活の維持ができず、また他の社会保障制度でも補いきれない状態にある人

●保護の種類

次の8種類で、必要に応じて適用します。それぞれに一定の条件があります。

- ①生活扶助 衣食その他日常生活及び移送に必要な費用
 - ②住宅扶助 家賃、補修その他住居に必要な費用
 - ③教育扶助 教科書、学用品、教材費、給食費、その他義務教育に伴う必要な費用
 - ④医療扶助 病気治療に必要な費用
 - ⑤介護扶助 介護サービスに必要な費用
 - ⑥出産扶助 出産のために必要な費用
 - ⑦生業扶助 生業に必要な資金、器具、資材及び技能習得に必要な費用
 - ⑧葬祭扶助 葬祭を行うに必要な費用
- その他に被服費などの一時扶助住宅維持費などがあります。

② 援護資金【市役所厚生第1課(0798)35-3056】

傷病、失業などにより生計の維持が困難になり、自立更生に必要な融資を他から受けることができず、かつ据置期間内に自立更生が見込まれる人へ、一時的に資金を貸す制度です。

●対象者

※すべての条件を満たす人

- ①傷病、失業などにより生計困難な世帯の主として生計を支えている人
- ②西宮市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記載されている人
- ③生活態度が怠惰または不行跡でない人
- ④他から自立更生に必要な融資を受けることが困難な人で、生活保護を受けていない人
- ⑤同一世帯にこの援護資金を借りておらず、かつ他の人の連帯保証人になっていない人
- ⑥据置期間内に自立更生が見込まれる人

●資金の種類

※いずれの場合も連帯保証人が1名必要です。

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期間	利子	備考
生活資金	1人世帯	3ヶ月以内	2年以内	無利子	世帯員数は住民基本登録台帳に記載されている人数
	2人世帯		3年以内		
	3人世帯		4年以内		
	4人世帯		5年以内		
医療資金	20万円以内		5年以内		医療機関に払込む

●償還(返済)方法

- ・ 貸付金は、元金均等償還の方法による償還です。ただし、借受人より申出があるときには、繰上げ償還もできます。
- ・ 借受人が市外に転出されるとき、もしくは貸付条件に違反しているときは、一時に償還していただきます。

③ 生活困窮者自立支援制度【市役所厚生第1課(0798)35-3144】

経済的困窮者に対し、自立・就労に関する支援を行います。

●住居確保給付金事業

離職又は自営業の廃業(以下「離職者」という)により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの方の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

●対象者

※すべての条件を満たす人

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方
- ② 申請日において、65歳未満であって、離職等の日から2年以内である方
- ③ 離職等の日において、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していたこと
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、次の額であること
単身世帯：8万4千円に家賃額(上限額あり)を加算した額未満
2人世帯：13万円に家賃額(上限額あり)を加算した額未満
3人世帯：17万2千円に家賃額(上限額あり)を加算した額未満
4人世帯：21万4千円に家賃額(上限額あり)を加算した額未満
5人世帯：25万5千円に家賃額(上限額あり)を加算した額未満
- ⑤ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金額の合計が、次の額以下であること
単身世帯：50万4千円
2人世帯：78万円
3人世帯：100万円
- ⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

●支給額

下記の金額を上限として、家賃の実費分について支給します。

- | | |
|----------------------|--------------|
| 単身世帯：42,500円(一部変更あり) | 2人世帯：51,000円 |
| 3~5人世帯：55,300円 | 6人世帯：60,000円 |
| 7人以上世帯：66,400円 | |

●支給期間

3ヶ月間(一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能)

●支給方法

大家等へ代理納付



④ 生活福祉資金貸付制度【西宮市社会福祉協議会(0798)37-0010】

低所得者、障害者、または高齢者の世帯に対し、世帯の生活の安定や自立を図ることを目的に、必要な生活資金を低利で貸し付ける制度です。兵庫県社会福祉協議会が実施主体となり、申請手続き等の取扱いは西宮市社会福祉協議会が行っています。

他の貸付制度が利用できない低所得世帯等の生活を経済的に支える制度のため、他の制度が利用できる場合、その制度が優先となります。また、貸し付けにあたっては、今後の収入の見通しが立っており、償還計画が立てられることが条件になります。その他、多額の負債を抱えている場合や自己破産手続き中等の場合は貸し付けができません。

●資金の種類

- 福祉資金
 - 教育支援資金
 - 総合支援資金
 - 緊急小口資金
- ※貸付限度額はそれぞれ異なります。

●利子

無利子（福祉資金、総合支援資金で連帯保証人を立てない場合は年1.5%）

4. 就労に関すること

若年性認知症との診断を受けた人や障害のある人の就労は、適切な配慮のもとで就労が可能な場合や、一般企業での就労が困難な場合があるなど、個々の状況により様々に異なります。

障害者手帳を取得することで、障害者としての雇用（雇用の継続）が可能になることもあります。一般企業では労働者の2.0%、国・地方公共団体等では労働者の2.3%等、それぞれで障害者を雇用することが義務づけられています。

求職・就労などに関する相談窓口として、ハローワーク（公共職業安定所）での障害者雇用相談や西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」などがあります。（P.36）

また、一般の就労が困難な場合などは、障害者総合支援法に基づき、就労継続支援や就労移行支援といった障害福祉サービスが利用できる場合があります。（P.19）

5. その他（判断能力が低下した時の支援に関すること）

① 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

【西宮市社会福祉協議会(0798)37-0023】

認知症、知的障害、精神障害の人などが、普段の生活の中で「福祉サービスの利用手続きなどに不安がある」「自分で福祉サービスの利用料や公共料金を支払うことが難しい」という場合に福祉サービスの利用手続きや支払い代行等の必要な支援を行う事業です。

●対象者

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力に不安のある方で、在宅で生活をしている人（特別養護老人ホーム等に入所されている方、入院中の方は対象となりません。但し、入院中であっても退院し在宅生活となる予定の方は、入院中からのご相談が可能です。）

●支援内容

生活支援員がご自宅を定期的に訪問し、以下のような支援を行います。

- ・福祉サービスの利用援助
福祉サービスについての情報提供・利用手続きや苦情解決制度利用のお手伝いなど
- ・日常的金銭管理
福祉サービスの利用料や公共料金等の支払い代行、毎日の暮らしに必要な生活費の払い戻しのお手伝いなど
- ・通帳・印かん・公的書類の預かり
日常的に使う通帳や印かん、年金証書などの預かり

●利用までの流れ

- ①相談：まずはご相談下さい。困っている内容をお聞きします。
- ②訪問・支援内容の決定：社会福祉協議会がご自宅を訪問し、お手伝いの内容を相談し、決定します。
- ③契約締結：②で相談し決定した内容を契約します。
- ④支援開始：契約に基づき、定期的な支援を開始します。



●利用料

- 上記①相談、②訪問、③契約締結までは無料。
- ④の契約後定期支援が開始したら、利用料が発生します。
料金は、1回の訪問につき500円または1,000円です。
(個人の収入により異なります。生活保護世帯は利用料が免除となります。)

② 成年後見制度

【西宮市生活支援課(0798)35-3175 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター(0798)37-0024】

成年後見制度は認知症等により判断能力が不十分になった人に成年後見人や保佐人、補助人をつけることによって、身上監護(介護サービスや施設入所の契約等)や財産管理などの法律行為を支援する制度です。

また、養護者による介護放棄や金銭搾取などが行われている場合、本人の立場・状況に配慮し、介護サービスの利用をはじめとする各種契約行為を行うことにより、本人の権利擁護を図ることができます。

成年後見制度には大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

① 法定後見制度

成年後見制度のうち、現在、既に判断能力が不十分な状態である人を支援してくれる人を家庭裁判所に決めてもらう制度です。判断能力の状態によって後見・保佐・補助の3つの類型に分類されます。利用する場合は、家庭裁判所(P.36)に申立てを行います。

●市長申立制度

西宮市では判断能力が不十分な状態にある人の福祉を図るために、対象者の配偶者および二親等内の親族がいない場合、市長による成年後見制度の審判開始の申立てを行います。ただし、親族がいても申立ての意思がない場合や養護者による虐待事例の場合には、他の親族の協力を得ることも難しいため市長申立てを行うことがあります。

また高齢者虐待防止法（第28条）には、都道府県や市町村が成年後見制度の周知・普及を図ることが規定されています。

●西宮市成年後見制度利用支援事業

西宮市に住所を有し、①生活保護受給者②市長申立てをした者で、かつ活用できる資産・貯蓄等が乏しく助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者、①・②いずれかの要件に該当する人に申立てに要する経費および成年後見人等の報酬の全部または一部の助成を行っています。（条件があります。）

② 任意後見制度

任意後見制度は、現在は判断能力のある人が、将来認知症などで判断能力が不十分になったときに、財産管理や身上監護に関する法律行為を本人に代わって行う人（任意後見受任者）をあらかじめ自分自身で決めておく制度です。本人と任意後見受任者が公証役場（P.36）で公正証書を作成し、正式に契約をかわします。

本人の判断能力が十分でなくなったときには、本人や任意後見受任者等が家庭裁判所に申立てをし、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。

このときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、本人の財産管理や身上監護を行っていきます。

名称	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
	後見	保佐	補助	任意後見
対象者 (利用者本人)	日常生活で判断能力が常に欠けている状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力がある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・ 身上監護	財産管理・ 身上監護	財産管理・ 身上監護	財産管理・ 身上監護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
同意権 取消権	日常生活に関する行為以外の全ての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	なし